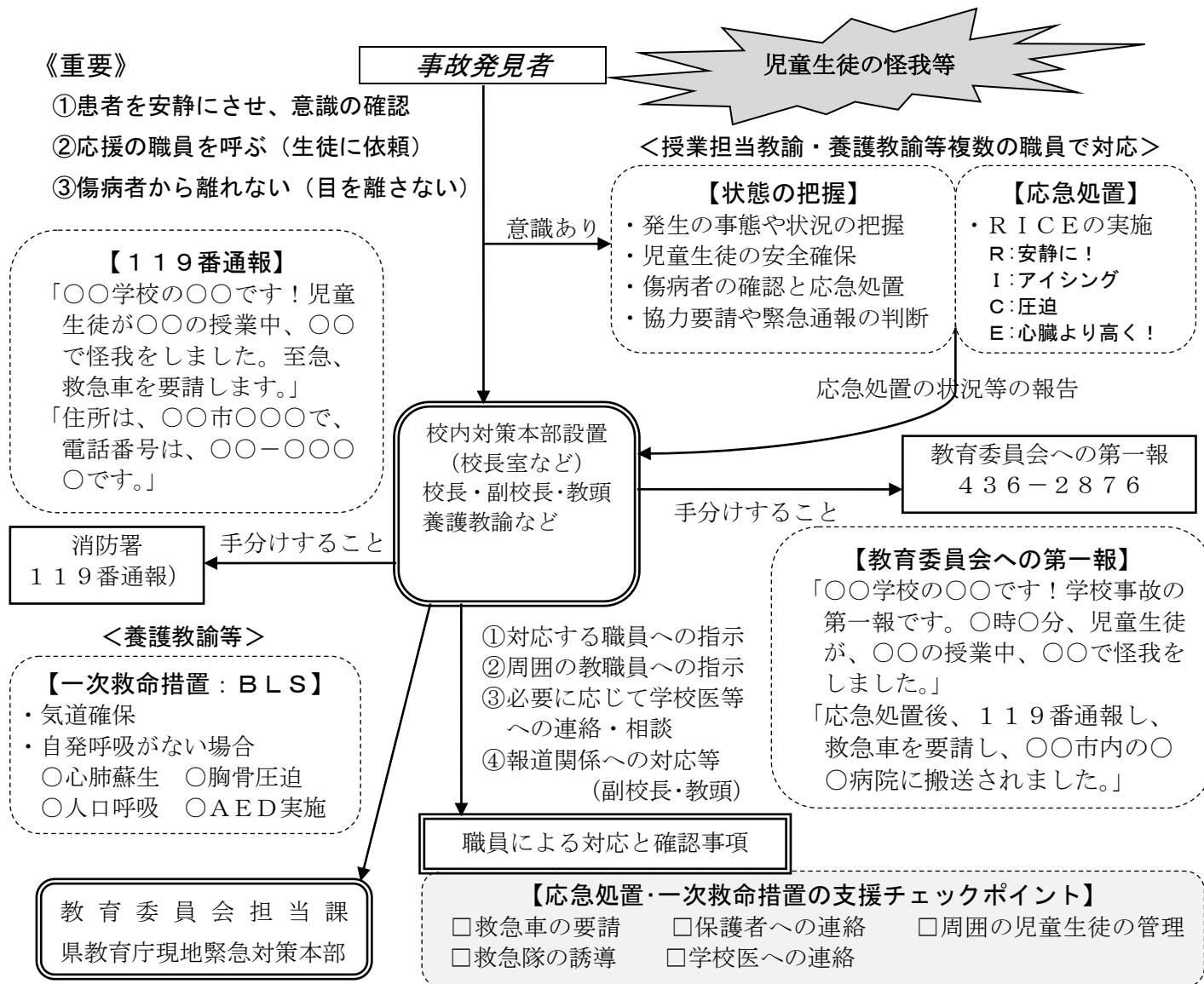


授業中の事故・危機管理マニュアル

令和5年4月 船橋市立行田中学校



○この危機管理マニュアルは、「令和5年度学校体育要覧第37号（事件・事故災害時の緊急連絡体制及び救急の参考例）」を参考に作成したもので、千葉県教育庁教育振興部体育課のホームページを確認してください。

- ＜検索手順＞ ①千葉県ホームページ ⇒②教育・文化・スポーツ・教育委員会 ⇒③学校教育・学校体育 ⇒
 ④学校体育に関する取組・学校体育要覧 ⇒
 ⑤令和5年度学校体育要覧・令和5年度学校体育要覧 第37号 ⇒
 ⑥PDF「4 体育活動中の事故防止について資料(P77～P80)」

＜手当の基本＞

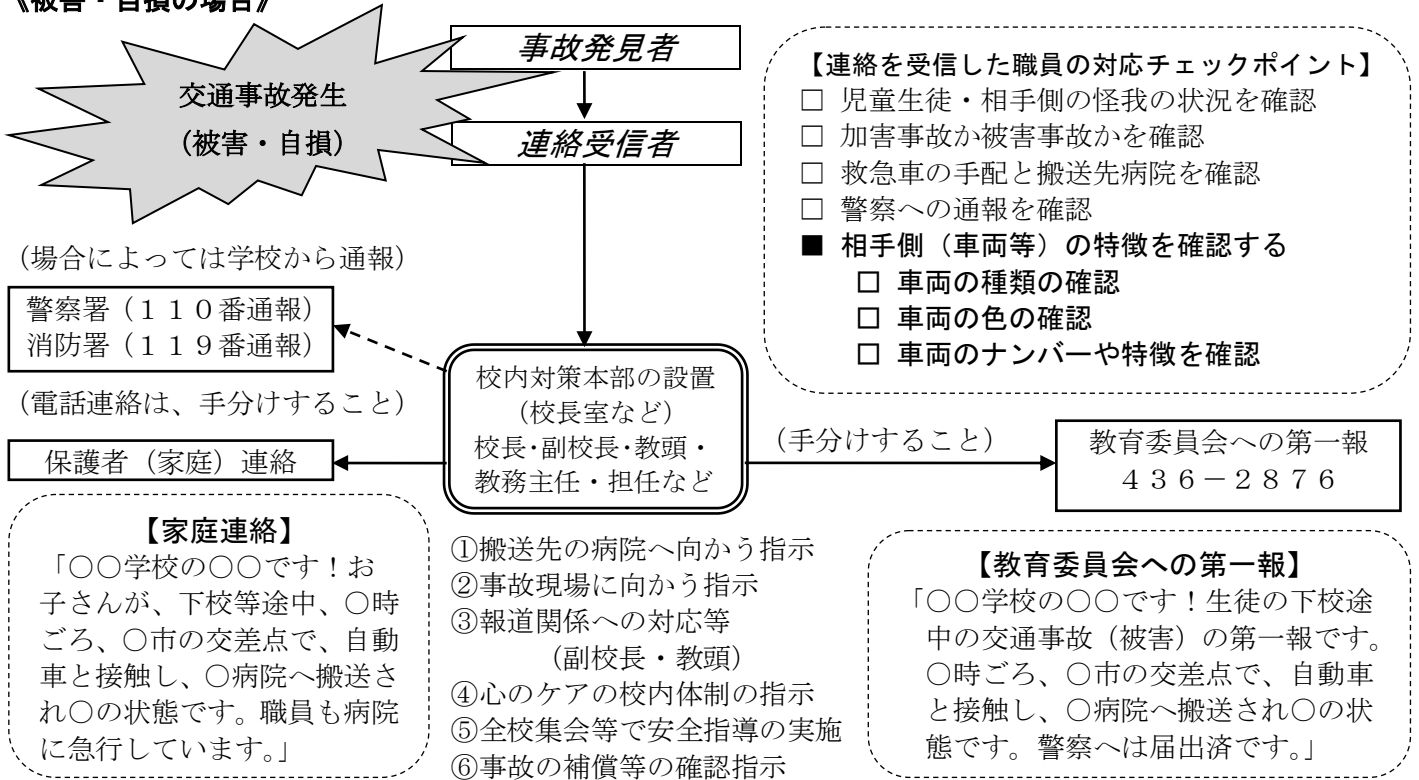
- (1) 観察の基本・・・①周囲の状況観察 ②傷病者の観察 ③ショックの確認
- (2) 体位の基本・・・①傷病者の寝かせ方（意識あり→水平） ②意識がない場合は体位交換 ③気道確保
④回復体位（呼吸が回復したとき等） ⑤保温、加温
- (3) 傷病者への接し方・・・①傷病者への力づけ ②安静 ③飲食物 ④感染防止
- (4) 現場での留意点・・・①協力者 ②連絡・通報 ③傷病者の家族への連絡 ④搬送 ⑤記録
- (5) 一次救命処置・・・①呼吸の確認（心停止の判断） ②気道確保 ③心肺蘇生（CPR） ④胸骨圧迫（BLS）
（循環の整理） ⑤人工呼吸 ⑥胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ ⑦呼吸原性心停止が疑われるときの心肺蘇生 ⑧AEDを用いた除細動 ⑨気道異物除去

※＜手当の基本＞は、日本赤十字社「救急法基礎講習」から抜粋

登下校中の事故・危機管理マニュアル

令和5年4月 船橋市立行田中学校

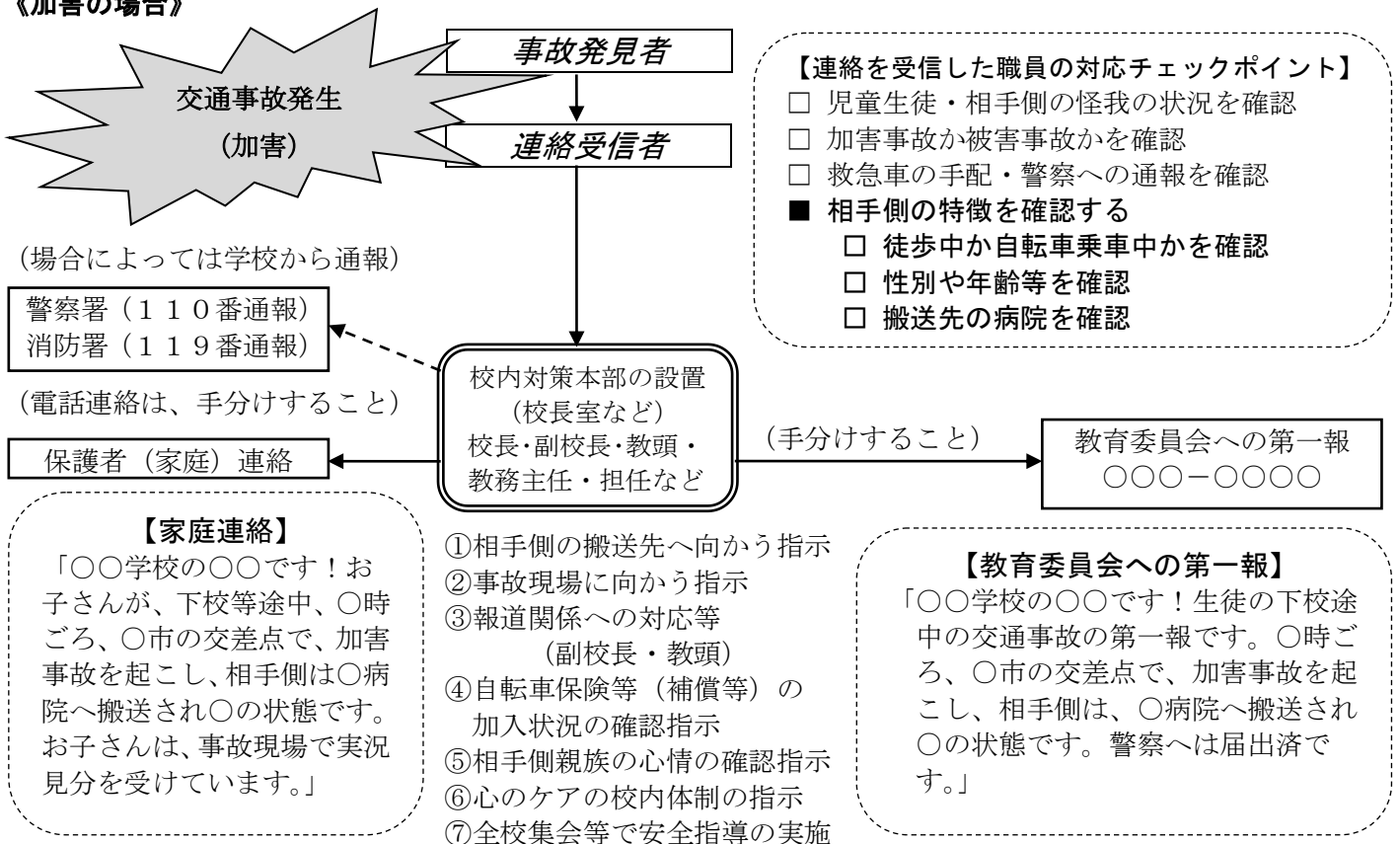
《被害・自損の場合》



○令和5年2月15日付け教児安第808号にて依頼した「児童・生徒の自転車安全利用及び自転車乗車用ヘルメット着用の促進について」により、自転車通学等により利用機会が多い中学生及び高校生に対する周知とその趣旨を踏まえた交通安全教育の徹底についてお願いしました。

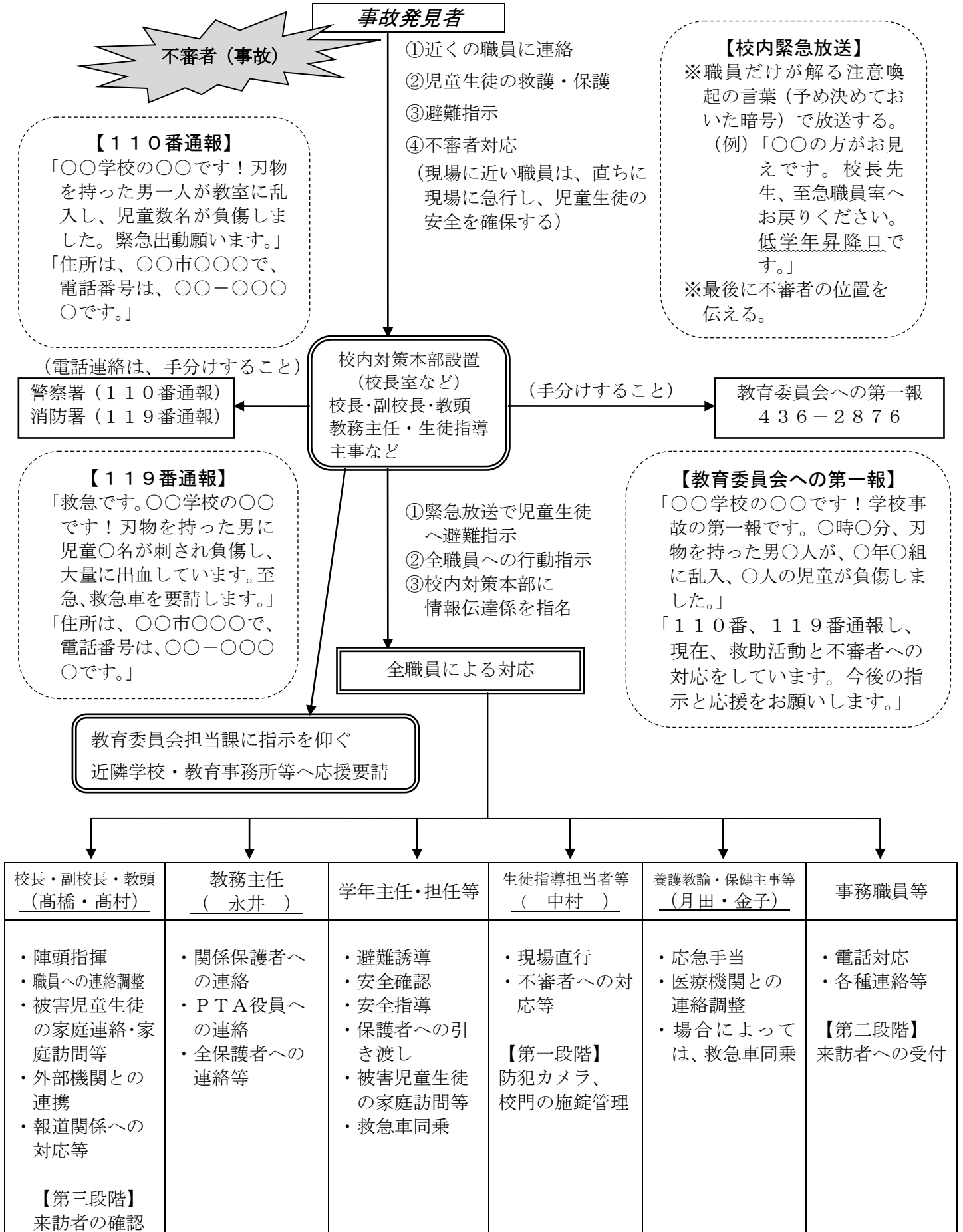
○警察庁交通局からの資料について→ <http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/bicycle/index.htm>

《加害の場合》



不審者侵入危機管理マニュアル

令和5年4月 船橋市立行田中学校

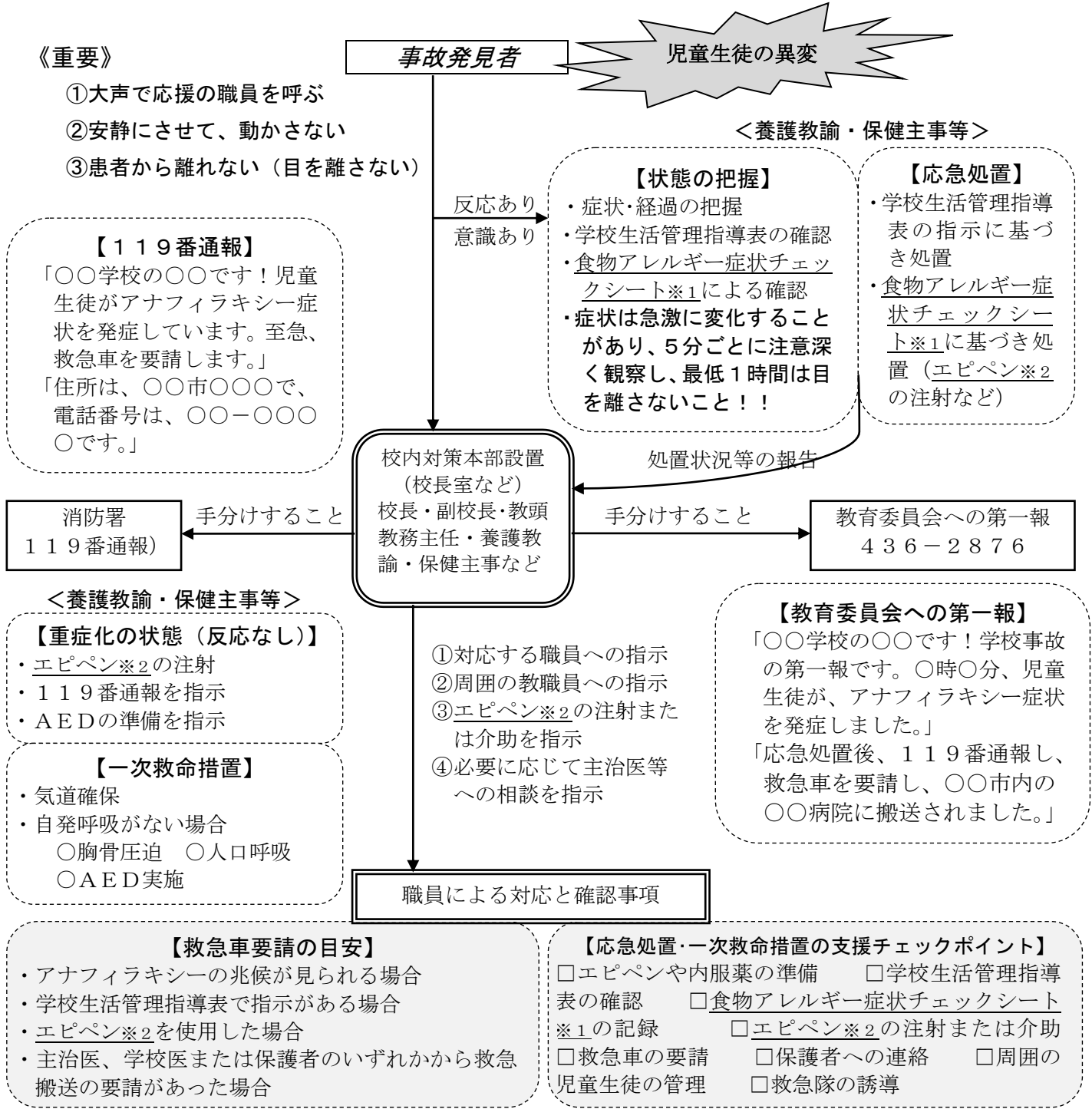


※【 】の1～3段階は、不審者侵入防止の3段階チェック体制。

※担当学級の児童生徒の安全確保(被害防止・避難指示)を的確に行うこと。

アナフィラキシー症状・危機管理マニュアル

令和5年4月 船橋市立行田学校



○アナフィラキシーは、非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。教職員の誰が発見者になった場合でも、適切な対応がとれるように全員が情報を共有し、常に準備をしておく必要があります。

○食物アレルギーチェックシート※1及びエピペン※2の使い方については、千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課のホームページに掲載の「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を確認してください。

＜検索手順＞

- ①千葉県ホームページ ⇒ ②教育・文化・スポーツ・教育委員会 ⇒ ③学校教育・安全・保健・給食 ⇒ ④学校給食・食育・学校給食における食物アレルギー対応の手引き ⇒ ⑤手引き(平成25年11月発行)のダウンロード ⇒ ⑥PDF「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」 ⇒ VI緊急時の対応 2食物アレルギー症状チェックシート(P11) 3エピペンの使い方(P12)

※ 1 食物アレルギー症状チェックシート

□観察開始(時 分) □薬の服用(時 分) □エピペンの注射(時 分)

	グレード3	グレード2	グレード1
全身	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	◇症状は急激に変化することがあるため、 5分ごとに注意深く症状を観察する。	
呼吸器	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 明らかな腹痛 <input type="checkbox"/> 複数回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 複数回の下痢	<input type="checkbox"/> 我慢できる弱い腹痛 <input type="checkbox"/> 吐き気
目 口 鼻 顔	グレード3の症状が 1つでもあてはまる 場合、エピペン®を注 射する。		
皮膚			
	上の症状が1つでもあれば以下の対応を行う。	上の症状が1つでもあれば以下の対応を行う。	上の症状が1つでもあれば以下の対応を行う。
対 応	<input type="checkbox"/> エピペン®の注射 (迷ったらエピペン®の注射) <input type="checkbox"/> 救急車の要請 <input type="checkbox"/> 内服薬の使用 (反応がなく、呼吸がなければ) <input type="checkbox"/> 胸骨圧迫 <input type="checkbox"/> 人工呼吸 <input type="checkbox"/> AED実施	<input type="checkbox"/> 内服薬の使用 <input type="checkbox"/> エピペン®の準備 <input type="checkbox"/> 医療機関の受診 (迷ったら救急車要請) <input type="checkbox"/> グレード3の症状の有無を注 意深く観察し、1つでもあては まる場合はエピペン®を使用 する。	<input type="checkbox"/> 安静にして経過観察 <input type="checkbox"/> 内服薬の使用 <input type="checkbox"/> 医療機関の受診

「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」(東京都健康安全研究センター) より改変

※2 エピペン®の使い方

【エピペン®の使用手順】

① オレンジ色の先端を下に向け、
エピペン®を利き手でしっかり握る。



② もう片方の手で青色の安全キャップを外す。



③ 太ももの前外側に垂直になるように
オレンジ色の先端をあてる。



④ パチンと音がするまで
強く押し付け、数秒間待つ。
「1、2、3、4、5」



⑤ 垂直に引き抜き、オレンジ色が伸びていれば
完了。伸びていない場合は再度①②③④を行う。



⑥ 注射した部位を10秒間マッサージする。



⑦ 使用済みのエピペン®は、オレンジ色側から
ケースに戻し、使用後は救急隊に渡す。

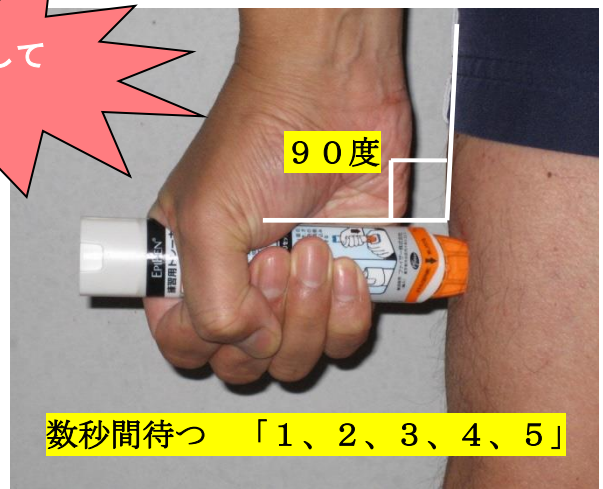
安全キャップ



指または手を
オレンジ色のカバーの
先端に当てない

振りおろして
使わない

90度



数秒間待つ 「1、2、3、4、5」

緊急の場合には、
衣服の上からでも注射できる。

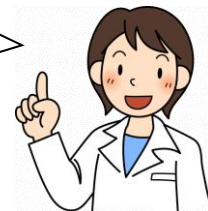


エピペン®は、本人、もしくは保護者が自ら注射する
目的で作られたものです。

しかし、エピペン®が手元にありながら、症状によっ
ては児童生徒が自己注射できない場合も考えられま
す。

救命の現場に居合わせた教職員が、エピペン®を自ら
注射できない状況にある児童生徒に代わって注射する
ことは、医師法違反になりません。

人命救助の観点から、緊急時に備えて教職員の誰も
がエピペン®を使用できるようにしておくことが大切
です。



集団食中毒危機管理マニュアル

令和5年4月 船橋市立行田中学校

《重要》

- ①患者を安静にさせ、意識の確認
- ②応援の職員を呼ぶ（生徒に依頼）
- ③患者から離れない（目を離さない）

【119番通報】

「〇〇学校の〇〇です！児童生徒の集団食中毒が発生しました。要救急搬送者は〇名で、至急、救急車を要請します。」
 「住所は、〇〇市〇〇〇で、電話番号は、〇〇-〇〇〇〇です。」

事故発見者

集団食中毒の発生

＜担任教諭等・養護教諭等複数の職員で対応＞

【状態の把握】

- ・発生の事態や状況の把握
- ・飲食した食事内容の確認
- ・患者数の確認と応急処置
- ・協力要請や緊急通報の判断

【応急処置】

- ・患者の隔離
- ・調理者の健康観察
- ・環境整備
- ・施設の殺菌消毒

意識あり

応急処置の状況等の報告

校内対策本部設置
 (校長室など)
 校長・副校長・教頭
 教務主任・栄養教諭・
 栄養職員など

教育委員会への第一報
 436-2876

手分けすること

消防署
 119番通報)

患者の保護者
 連絡

学校医・薬剤師
 連絡・相談

所轄保健所
 連絡

- ①対応する職員への指示
- ②周囲の教職員への指示
- ③潜在患者の調査の指示
- ④情報収集に関する指示

全職員による対応

【教育委員会への第一報】

「〇〇学校の〇〇です！学校事故の第一報です。〇時〇分、児童生徒の集団食中毒が発生しました。」
 「応急処置後、重症患者〇名で、救急車を要請し、〇〇市内の〇〇病院等〇箇所病院に搬送されました。」

校長・副校長・教頭 (高橋・高村)	教務主任 (永井)	学年主任・担任等	栄養教諭・栄養職員等 (御子柴)	養護教諭・保健主事等 (月田・金子)	事務職員等
<ul style="list-style-type: none"> ・陣頭指揮 ・職員への連絡調整 ・外部機関との連携 ・報道関係への対応等 ・学校医への連絡・相談 ・保健所職員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員への連絡 ・全保護者への連絡等 ・情報収集 <ol style="list-style-type: none"> ①献立と納入日時 ②気温・湿度の記録 ③配食状況の記録 ④調理者の健康管理 ⑤水質調査の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年・学級の児童生徒の把握 ・被害児童生徒の家庭連絡・家庭訪問等 ・救急車同乗 	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒原因物質の調査 ・保健所職員との連携 ・残食の回収 ・食品汚染の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当 <ol style="list-style-type: none"> ①患者の隔離 ②調理者の健康観察 ③環境整備 ④施設の殺菌消毒 ・医療機関との連絡調整 ・学校医との連携 ・潜在患者の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応 ・各種連絡等

〇二次感染の防止に努めること

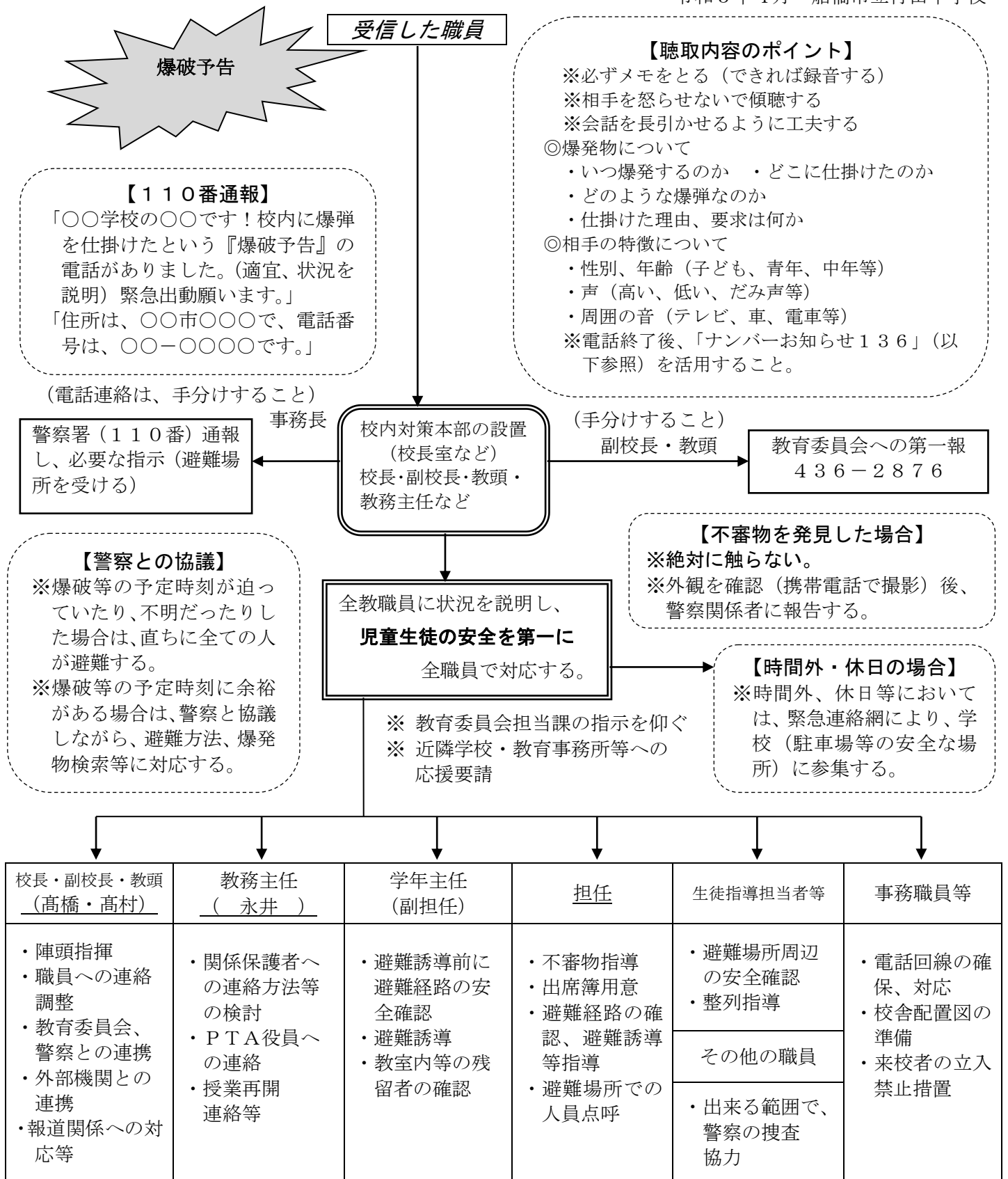
患者の初期の症状や発生状況からは、食中毒か、感染症なのか明確に判断することが困難であることから、初動調査は両面から行い、的確に初期の対応をすることが大切です。腸管出血性大腸菌、サルモネラによる食中毒では重症化することがあります。また、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌では二次感染がしばしば認められます。カンピロバクター食中毒では、初発症状に発熱などインフルエンザ様の症状を示すことがあり、インフルエンザと誤診される場合があります。

※学校給食の衛生管理基準の解説 http://www.jpnsport.go.jp/anzen/school_lunch/tabid/560/default.aspx

(第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準 P124、(4)食中毒の集団発生の際の措置 P142~P150 参照)

爆破予告危機管理マニュアル

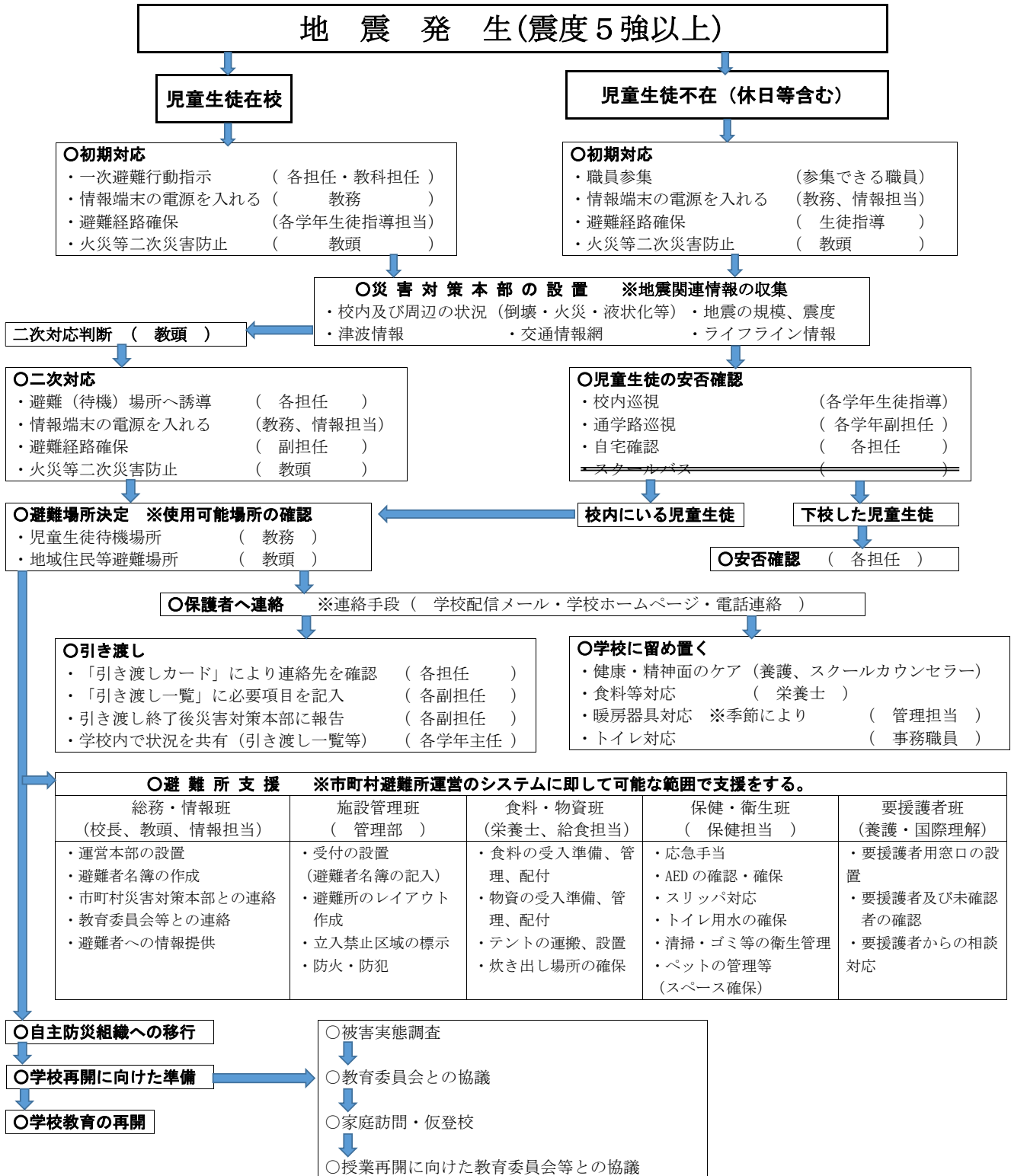
令和5年4月 船橋市立行田中学校



※外部への連絡は、管理職等の携帯電話を使用する。

※「ナンバーお知らせ136」とは、受話器を上げて[136]に続けて[1]をダイヤルすると、最後にかかってきた電話の日時・電話番号を音声で知らせてくれるサービス（有料（30円）で事前の申し込みは不要）のことである。なお、電話番号を通知しない電話機、公衆電話からの通話などは、確認が不可能である。

避難所支援対応マニュアル



◎ 事前確認事項

1 保護者との確認事項

- (1) 緊急時引き渡しカードの作成 (学校における地震防災マニュアル p 16、p 17 参照)
- (2) 帰宅困難となった場合の確認 (学校における地震防災マニュアル p 18 参照)
- (3) 災害時、生徒の下校途中にける対応についての確認 (学校における地震防災マニュアル p 21 参照)
 - ア 通学路の危険箇所や、通学路近くの避難場所の確認
 - イ 保護者との連絡体制の整備・確認

2 施設解錠等に関する事項の確認

- (1) 学校職員不在時の施設解錠者の確認
- (2) 職員参集計画の作成

3 避難所協力に関する事項の確認

- (1) 初動対応に関する事柄の確認
 - ア 避難スペースの確認 (立入禁止区域の設定等)
 - イ 施設使用上のルール策定
- (2) 避難所開設までの必要事項確認 (市町村部局との連携確認)